☆カート付きバッグ 第 42.02 項

● 貨物概要

取り外し可能なカート付きの合成繊維製バッグ

性 状:手提げ型のバッグとカートから成るもの

- ・バッグは留め具を用いた既定の方法でカート に固定する
- ・バッグには取手が付いており、カートから取り外した状態でも使用可能

材 質:(バッグ外面)合成繊維製織物、合成皮革

(バッグ内面) 合成繊維製織物

(カート) プラスチック、アルミニウム

用 途:旅行等の際の荷物運搬



● 分類

関税率表第 4202.92 号 (統計番号 4202.92-000) の旅行用バッグ (外面が紡織用繊維製のもの)

● 分類理由

本品は、カートとバッグの分離可能な構成要素で作られた物品であり、相互に適合性を有し、また相互に補完し合い、かつ、共に全体を構成するものであって、個々の部分品として通常小売用とならないものと認められることから、関税率表の解釈に関する通則3(b)を適用しその所属が決定されます。

本品に重要な特性を与えている構成要素は、荷物を入れるバッグであると認められますので、本品は、外面が紡織用繊維製の旅行用バッグとして上記のとおり分類 されます。

^ ^

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に おける現況によります(関税法第4条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属(分類)となり、異なる課税関係が生ずる

ことがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)